平成２８年（フ）第１５０号
千葉県富里市七栄776番地13　（ドリーム３－101）
債務者　岩井なおみ
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１５１号
千葉県富里市新中沢486番地113
債務者　日髙　　馨
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第６９６号
愛知県清須市下河原1052番地
債務者　玉腰　鉦二
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９６０号
名古屋市熱田区大宝２丁目４番９－407号
白鳥パークハイツ大宝、従前の住所名古屋市熱田区二番２丁目２番10号　グランドメゾン六番町Ｂ13号
債務者　山田　雅雄
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８４号
青森県弘前市大字藤代２丁目11番地の10　宿泊型自立訓練事業所ガーベラタウン、住民票上の住所青森県北津軽郡板柳町大字板柳字岡本８番地15
債務者　山本　　豊
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第２５２号
神奈川県小田原市栢山3299番地　エスポアール103
債務者　則光　裕哉
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３７６号
神奈川県足柄上郡大井町金子3449番地15
債務者　佐藤　朝枝
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３７７号
神奈川県足柄上郡大井町金子3449番地15
債務者　佐藤佐賀美
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１１３号
青森県下北郡東通村大字白糠字赤平１番地３
債務者　東田　法子
1　決定年月日時　平成28年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１２９号
青森県上北郡野辺地町字白岩９番地　白岩荘Ｄ棟１号室
債務者　舘脇ちい子
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３０号
青森市大字浜田字玉川249番地13　中村アパート２階
債務者　近藤　　修
1　決定年月日時　平成28年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８８号
青森県平川市苗生松下東田41番地２　市営住宅５棟304号
債務者　工藤　秀子
1　決定年月日時　平成28年７月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第６３６号
長野県飯田市上村1295番地ロ　下栗市営住宅１号室、住民票上の住所長野県飯田市上村1291番地
債務者　胡桃澤末子
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６１号
山口市大内小京都27番16号
債務者　上利由美子
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１７５号
山梨県甲斐市富竹新田86番地２
債務者　鈴木　初美
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３２１号
兵庫県尼崎市武庫之荘本町３丁目23番９号　ソシア武庫之荘203、前住所大阪市福島区吉野５丁目４番15―1201号
債務者　四本　　綾
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係